

平成22年4月1日規程第47号

国立研究開発法人国立循環器病研究センター競争的研究費等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人国立循環器病研究センター（以下「センター」という。）における公的研究費の管理に関して必要な事項を定め、公的研究費の適正な取り扱いを確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における公的研究費とは、各省各庁、独立行政法人及び地方公共団体等から配分される競争的研究費等であって、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日 文部科学大臣決定（令和3年2月1日改正））の別紙「ガイドライン対象制度一覧」に掲げるもの
- 二 厚生労働科学研究費補助金
- 三 その他、あらかじめ、理事長が事務委任を行うことを承諾した研究費等

2 この規程における不正使用とは、実態と異なる謝金又は給与の請求、物品購入に係る架空請求、不正な旅費の請求及び競争的研究資金を中心とした公募型の研究資金を配分した機関の規程及びその他関係法令に違反して公的研究費を使用することをいう。

(最高管理責任者)

第3条 公的研究費の運営・管理についてセンター全体を統括する権限を有し、最終責任を負う者として最高管理責任者を置く。

- 2 最高管理責任者は、理事長をもって充てる。
- 3 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が公的研究費の運営・管理を適切に行うことができるよう、率先して不正使用防止に努めるとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 4 不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、最高管理責任者が執行役員会等において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と議論を深める。
- 5 最高管理責任者は自ら部局等に足を運んで不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓蒙活動を定期的に行い、研究者、事務職員、技術職員及びその他関連する者（非常勤を含む）（以下「構成員」という。）の意識の向上と浸透を図る。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理についてセンター全体を統括する者として、統括管理責任者を置く。

- 2 統括管理責任者は、研究振興部長をもって充てる。
- 3 コンプライアンス教育や啓発活動等を通じて構成員の意識の向上と浸透を促し、組織全体で不

正を防止する風土を形成するための総合的な取組が重要であることから、統括管理責任者は、公的研究費の運営・管理に関わる構成員を対象としたコンプライアンス教育や啓発活動等の具体的な計画（対象、時間・回数、実施時期、内容等）を策定・実施する。

（コンプライアンス推進責任者）

第5条 センターの各組織における公的研究費の運営・管理について責任を負う者として、コンプライアンス推進責任者を置く。

2 コンプライアンス推進責任者は、別表の組織区分ごとに、同表のコンプライアンス推進責任者欄に掲げる者とする。

3 コンプライアンス推進責任者は、所管する組織において、公的研究費を使用する研究の進捗管理及び予算執行管理を行うとともに、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、あらかじめ一定の期間を定めて定期的にコンプライアンス教育にとどまらず、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施し、受講状況を管理監督する等不正使用を防止するよう努めるものとする。

（コンプライアンス教育及び啓発活動）

第6条 コンプライアンス教育の内容は、各構成員の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるものを設定し、定期的に見直しを行う。

なお、事務職員に対しては、公的資金の適正な執行を確保できるよう専門的能力を向上させるとともに、研究活動の特性を十分理解しつつ、研究者が研究を遂行するために適切かつ効率的な事務を担う立場にあるとの意識を浸透させるよう留意する。

2 啓発活動は、部長会議等既存の会議を活用するほか、メーリングリストの活用やポスター掲示等により、全ての構成員を対象として組織の隅々まで伝わるよう実施するとともに、少なくとも四半期に1回程度、センター又は各部局等の実情に合わせ定期的実施することが求められる。

（経理責任者）

第7条 公的研究費の運営・管理について、専門的事務の取扱いを行う者として、経理責任者を置く。

2 経理責任者は、財務経理部長をもって充てる。

（監事）

第8条 監事は、公的研究費の運営・管理について重要な監査対象として監査を実施し、執行役員会等において定期的に意見を述べることが求められる。

2 監事は、特に統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また不正防止計画が適切に実施されているかを確認し意見を述べる。このため、監査室、不正防止計画推進部署及びその他の関連部署は、監事と連携し、適切な情報提供等を行う。

（資金執行上の責任）

第9条 公的研究費の執行上の責任者は、当該公的研究費の交付を受けた研究者及び当該研究者から

枠を限定して配分を受けた者とする。

(行動規範等)

第10条 最高管理責任者は、構成員の行動規範を策定するものとする。

- 2 公的研究費の運営・管理を行う構成員は、別に定める様式により、不正使用を行わない又は不正使用に関与しない旨の誓約書を最高管理責任者あて提出するものとする。
- 3 最高管理責任者は、構成員に対して、不正行為の防止について意識向上を図るため、研修会の開催その他の必要な措置を講じるものとする。

(不正防止計画)

第11条 最高管理責任者は、公的研究費の適正な使用を徹底し、不正使用防止に向けた運営・管理体制を整備するため、不正防止計画を策定するものとする。

- 2 不正防止計画の策定に当たっては、第12条第3項第2号で把握した不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にするとともに、不正発生要因に応じて随時見直しを行い、効率化・適正化を図る。
- 3 コンプライアンス推進責任者その他の構成員は、不正根絶のために不正防止計画推進部署と協力し、主体的に不正防止計画の実施を図らなければならない。
- 4 統括管理責任者は、毎年度、不正防止計画の実施状況を取りまとめ、最高管理責任者に報告するとともに、必要に応じて、コンプライアンス推進責任者その他の構成員に対して改善を指導するものとする。

(不正防止推進室)

第12条 センター全体の観点から不正防止計画の推進を担当する部署として、不正防止推進室を置く。

- 2 不正防止推進室は、コンプライアンス室に設置する。
- 3 不正防止推進室の業務は、次の各号を含むものとする。
 - 一 統括管理責任者とともに、センター全体の具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス教育、啓発活動等の計画を含む。）を策定・実施し、実施状況を確認する。
 - 二 監査室と連携し、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、センター全体の状況を体系的に整理し評価する。
 - 三 監事との連携を強化し、必要な情報提供を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。

(公的研究費の適切な運営・管理)

第13条 統括管理責任者は、公的研究費の適正な運営・管理のために、必要に応じて各部局の長と協力して、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講じるものとする。

- 一 予算の執行状況及び研究計画の遂行状況の検証に関すること。
- 二 支出財源の明確化及び予算執行状況の把握に関すること。
- 三 研究者と業者の癒着を防止する対策に関すること。

四 有効に機能する発注・検収業務の仕組みの構築・運営に関すること。

五 納品検収、非常勤雇用者の勤務状況確認その他の研究費管理体制の整備に関すること。

(経理事務の準拠規則)

第14条 公的研究費に係る契約、旅費支給、給与・謝金支給等の経理に関する取扱いは、別に定める場合のほか、国立研究開発法人国立循環器病研究センター会計規程（平成22年規程第30号）及び同規程に基づく要領等の規定に準じて取り扱うものとする。

(相談窓口)

第15条 公的研究費の使用に関する制度・ルール・事務処理手続き等に関するセンター内外からの相談窓口を、公的研究費の申請等については研究医療課に、公的研究費の使用に関する事務処理手続き等については財務経理課に置く。

2 相談窓口の長は、公的研究費に係る事務処理手続きに関して、構成員へ分かりやすい形で周知を図るものとする。

3 相談窓口の長は、相談窓口の場所、連絡先、受付の方法等について、センターのホームページ等を通じてセンター内外に周知するものとする。

(通報窓口)

第16条 センターにおける公的研究費の使用・管理に関する通報を受け付ける窓口を、監査室に置く。

2 通報窓口の長は、告発窓口の場所、連絡先、受付の方法等について、センターのホームページ等を通じてセンター内外に周知するものとする。

3 通報窓口の長は、不正使用に関する通報を受けたときは、速やかに、最高管理責任者及び統括管理責任者に報告しなければならない。

4 最高管理責任者は、前項の報告を受けた場合その他の場合であって、必要があると認めるときは、次条に規定する委員会を招集し、公的研究費の管理に関する調査を行うものとする。

5 この規定に基づき通報を行った者については、国立研究開発法人国立循環器病研究センター内部通報事務手続規程（平成22年規程第54号）第2章の規定を準用する。

(公的研究費調査委員会)

第17条 公的研究費の管理に関して調査等を行う機関として、公的研究費調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

2 調査委員会及び調査委員会が行う調査等に関し必要な事項は、最高管理責任者が別に定める。

(モニタリング及び監査体制)

第18条 最高管理責任者は、公的研究費の適正な運営・管理のため、モニタリング及び監査が有効に機能する体制を整備するものとする。

2 内部監査は、次の各号に掲げる事項に留意して監査等を実施し、その監査結果等を活用するものとする。

- 一 会計書類の形式的要件等の財務情報に対するチェックのほか、公的研究費の運営・管理体制の不備について検証を行うこと
- 二 不正発生要因に応じた内部監査を実施すること（特に、要因を分析した上で、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施する）

なお、内部監査に当たっては、過去の内部監査や、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングを通じて把握された不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直し、効率化・適正化を図るとともに、専門的な知識を有する者（公認会計士や他の機関で監査業務の経験のある者等）を活用して内部監査の質の向上を図ること
- 三 監事及び会計監査人との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、効率的・効果的かつ多面的な監査を実施できるよう、センターにおける不正防止に関する内部統制の整備、運用状況やモニタリング、内部監査の手法、公的研究費の運営管理の在り方等について定期的に意見交換を行うこと
- 四 内部監査結果等については、コンプライアンス教育及び啓発活動にも活用するなどして周知を図り、センター全体として同様のリスクが発生しないよう徹底すること
- 五 監査室は、コンプライアンス室から不正発生要因の情報を入手した上で、監査計画を適切に立案するとともに、コンプライアンス室においては、内部監査結果等を不正防止計画に反映させること
- 六 監査室及び監事は、監査の効果を発揮できるよう、コンプライアンス室や外部からの相談を受ける窓口等、センター内のあらゆる組織と連携するとともに、不正に関する通報内容を把握し、センター内で適切な対応がとられているかを確認すること

附 則

（施行期日）

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成25年12月 4日から改訂する。

附 則（平成26年規程第120号）

（施行期日）

この規程は、平成27年 1月 1日から施行する。

附 則（平成27年規程第132号）

（施行期日）

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則（平成27年規程第142号）

（施行期日）

この規程は、平成27年 9月 1日から施行する。

附 則（平成31年規程第237号）

（施行期日）

この規程は、平成31年4月2日から施行する。

附 則（令和3年規程第332号）

（施行期日）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(別表) 第5条関係

組織区分	コンプライアンス推進責任者
研究所	研究所長
オープンイノベーション センター	オープンイノベーション センター長
病 院	病院長
情報統括部	最高情報責任者